

(平成26年2月19日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会千葉地方事務室分

### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 4 件

## 第1 委員会の結論

申立期間②のうち、昭和58年2月28日から同年5月6日までの期間について、申立人のA社における資格喪失日は、同年5月6日であると認められることから、申立人の同社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、当該期間の標準報酬月額については、20万円とすることが必要である。

申立期間②のうち、昭和58年5月6日から同年6月3日までの期間について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における上記訂正後の資格喪失日（同年5月6日）を同年6月3日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月1日から47年10月1日まで  
② 昭和58年2月28日から同年6月3日まで

私は、申立期間①及び②について、A社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。申立期間①については、元上司が同社に在籍していたことを証明しており、申立期間②については、元同僚が同じ期間を年金記録確認第三者委員会に申し立てた結果、年金記録が訂正されているので、申立期間①及び②について調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②のうち、昭和58年2月28日から同年5月6日までの期間について、雇用保険の加入記録及び元同僚の供述から判断すると、申立人は、当該期間について、A社又は関連会社であるB社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録において、A社は、昭和58年2月28日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、申立人の資格喪失日は、その約3か月後の同年5月6日に遡及して同年2月28日と記録されたことが確認できる。

さらに、A社に係る商業登記簿謄本により、同社は当該期間においても法人事業所であったことが確認できる上、申立人を含む11人の被保険者資格喪失日が遡って昭和58年2月28日と記録されていることから、同社は厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後にこのような処理を行うべき合理的な理由は見当たらず、申立人に係る厚生年金保険の資格喪失処理は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日は、社会保険事務所の処理日と同日の昭和58年5月6日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和58年1月の社会保険事務所の記録から20万円とすることが妥当である。

2 申立期間②のうち、昭和58年5月6日から同年6月3日までの期間について、申立人の雇用保険の加入記録及び元同僚の供述により、申立人はA社又は関連会社であるB社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、A社において厚生年金保険の被保険者となっていた11人は、B社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和58年6月3日に同社において厚生年金保険の被保険者となっており、複数の元同僚はそれぞれ、「同じように仕事をしていたら、いつの間にか会社がA社からB社に名称変更していた。」、「申立人と一緒にC地で従前と同じ仕事をしていた。」、「自分は会社を辞めた記憶がないのにいったん厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことになっている。」と供述している。

さらに、申立人と勤務形態及び業務内容が同一の上記元同僚が所持していた給与明細書により、当該期間にA社から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る上記訂正後の昭和58年4月の記録から20万円とすることが妥当である。

一方、上記のとおり、A社は、当該期間において厚生年金保険の適用事業所となっていないが、上記商業登記簿謄本により、同社は当該期間においても法人事業所であったことが確認できる上、申立人を含む11人が同社からB社に転籍していることが確認できることから、同社は厚生年金保険法の適

用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間②において適用事業所でありながら、社会保険事務所に対して適用事業所に該当しなくなった旨の届出を行ったことが認められることから、申立人の当該期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間①について、当該期間に厚生年金保険の被保険者記録のある元上司が作成した申立人の在籍証明書から、申立人は、当該期間にA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間①当時の経理及び厚生年金保険担当者は、「社長の指示により、営業の社員は、入社して1年から2年位たってから様子を見て厚生年金保険に加入させていた。入社して2年半くらい厚生年金保険に加入させていない人もいた。入社してから厚生年金保険に加入させるまでの期間は、厚生年金保険料を控除していない。」と供述していることから、申立期間①当時、当該事業所は入社と同時に社員を厚生年金保険に加入させていなかったものと考えられる。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿により、申立人の厚生年金保険の記号番号は、昭和47年10月18日にA社に新たに払い出され、同年10月1日に厚生年金保険の資格を取得していることが確認でき、申立人に係るオンライン記録と一致する。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和44年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月1日から同年6月1日まで

私は、昭和44年4月1日にA社に入社し、平成22年3月31日に退職するまで同社に継続して勤務した。入社後、同社本社での研修を経て同社B支店に赴任したが、研修期間であった申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことは納得できないので、調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、C健康保険組合から提出された健康保険の加入記録、A社から提出された異動歴及び申立人の申立内容から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（同社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社が、新規採用者に対して昭和44年5月末日まで同社本社で研修を行った後、同年6月1日付けで各支店に配属した旨回答していることから、同年6月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年5月から57年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年5月から57年7月まで

私は、昭和56年5月頃にA市役所B出張所で夫と一緒に国民年金の加入手続きを行い、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたので、当該期間が未納とされていることに納得できない。調査の上、納付記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和61年3月7日に社会保険事務所（当時）からA市に払い出された手帳記号番号の一つであり、申立人自身の第3号被保険者に係る処理日のオンライン記録から、申立人は同年9月に国民年金の加入手続きを行ったものと確認できること、及び申立人が所持している年金手帳には、初めて国民年金の被保険者となった日が「昭和61年4月1日」と記載されており、オンライン記録と一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、夫と一緒に加入手続きを行ったと主張し、申立期間以前に発行された厚生年金保険手帳記号番号が記載されている申立人及びその夫の年金手帳を提出しているが、夫の年金手帳には当該記号番号の下段に国民年金手帳記号番号が記載され、初めて国民年金の被保険者となった日が厚生年金保険の資格喪失日である「昭和56年5月11日」と記載されているほか、当該記号番号は国民年金手帳記号番号払出簿により、同年6月頃に払い出されていることが確認できることに対し、申立人の年金手帳には国民年金手帳記号番号の記載がない上、この手帳とは別の前述した申立人の年金手帳の国民年金手帳記号番号は夫の手帳記号番号とは連番でないことから、申立人及びその夫と一緒に

国民年金の加入手続を行った状況はうかがえない。

さらに、申立人の夫に係る国民年金手帳記号番号の前後において、申立人のものと確認できる手帳記号番号は見当たらないほか、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年3月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年3月から61年3月まで

私は、昭和54年3月22日に会社を退職し、厚生年金保険の被保険者資格を喪失したので、姉がA市役所で、私の国民年金の加入手続を行ってくれた。結婚するまでは、母が父母の国民年金保険料と一緒に私の保険料を納付してくれ、55年5月\*日に結婚した後は、妻がB市役所へ国民年金の住所変更手続に行き、現在まで夫婦二人の保険料を口座振替で納付しているはずであるにもかかわらず、61年4月から保険料の納付を始めていることになっており、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「会社を辞めた直後の昭和54年4月頃、姉が自分の国民年金の加入手続を行ってくれたと思う。」と主張し、その姉も「私が手続を行ったと思う。」と述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によると、61年3月7日に社会保険事務所（当時）からB市に払い出された手帳記号番号の一つであることが確認でき、申立人の手帳記号番号の前後の第3号被保険者の該当処理日等から、申立人の加入手続は同年4月頃に行われたと推定される。

また、申立人の妻は、「私が会社を退職した後の昭和57年7月頃、私の国民年金加入手続を行い、夫婦二人の保険料を口座振替で納付していた。」と主張しているが、申立人の妻の国民年金手帳記号番号は、申立人と連番であり、申立人と同様に61年4月から保険料が納付されている。

さらに、申立期間のうち婚姻する前の期間の保険料を納付していたとする申立人の母からは当時の状況を確認できず、保険料納付の詳細が不明である。

加えて、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出

簿検索システムによる調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年8月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月から44年3月まで

私は、昭和44年3月頃、確定申告書の提出のためA市役所B支所へ行ったときに、窓口にいた女性職員から、「20歳以上は国民年金に加入する義務がある。あなたはまだ若いので、今だったら遡って加入できる。」と言われ、国民年金の加入手続を行った。それから1か月ぐらいしてから、住み込みで仕事をしていた理容店に、国民年金の加入を勧めてくれた女性職員が集金に来たので、用意していた20歳からの20か月間の国民年金保険料として約5,000円をまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和44年3月頃に国民年金の加入手続を行い、それから1か月ぐらいしてから、集金人に申立期間の国民年金保険料をまとめて納付した。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、同年12月23日に社会保険事務所（当時）からA市に払い出された手帳記号番号の一つであることが確認でき、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は45年3月頃に行われたものと推認されることから、申立人の主張と相違する上、加入手続の時点を目準にすると、申立期間のうち42年12月以前の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、申立人は、申立期間の保険料を集金に来たとする女性職員の氏名を挙げているが、A市は、「国民年金保険料の集金人に関する資料が無く、申立期間当時にその者が在籍していたか確認できない。」と回答していることから、当時の納付状況を確認できない上、前述の加入手続時点では、申立期間の保

険料は過年度保険料となるどころ、同市で過年度保険料を徴収することはできなかった。

さらに、申立人が納付したとする申立期間の保険料額は申立期間当時の保険料額と異なっている。

加えて、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

以上の状況を踏まえると、申立期間の保険料が納付されていたと推認することは困難である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から63年3月まで

私が21歳になった昭和60年\*月頃、A市役所の窓口で母が私の国民年金の任意加入手続きを行い、それ以降の私が就職するまでの国民年金保険料は、母が最寄りの金融機関で納付しているはずであり、申立期間が未加入期間とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母は、「私が、昭和60年\*月頃、A市役所の窓口で娘の国民年金の任意加入手続きを行い、それ以降の娘が就職するまでの国民年金保険料は、私が最寄りの金融機関で私の保険料と一緒に納付していた。」と主張しているが、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿には、申立人が同年7月30日に国民年金の任意加入被保険者資格を取得し、学生期間中であった61年4月1日に同資格を喪失していることが記載されており、その資格記録はオンライン記録と一致し、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人の母は、「娘の任意加入の資格喪失手続きを行ったことは無く、娘の所持する年金手帳の国民年金の記録欄に当該喪失の記載は無い。」と主張しているが、A市は、「国民年金の資格喪失手続きは、年金手帳の持参がなくても申請書に基づき処理は可能であり、申立人の被保険者名簿には、喪失年月日の欄に昭和61年6月の確認印があることから、申請に基づく処理であったと思われる。」と回答している。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人の母が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年4月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月から平成3年3月まで

私が20歳になった直後の昭和63年\*月頃、A市役所の窓口で母が私の国民年金の任意加入手続を行い、私が就職するまでの国民年金保険料は、母が最寄りの金融機関で納付しているはずであり、申立期間が未加入期間とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母は、「私が、昭和63年\*月頃、A市役所の窓口で、大学生であった息子の国民年金の任意加入手続を行い、それ以降の息子が就職するまでの国民年金保険料は、私が最寄りの金融機関で私の保険料と一緒に納付していた。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、平成3年5月29日に社会保険事務所（当時）からA市に払い出された手帳記号番号の一つであることが確認でき、申立人の手帳記号番号の前後の第3号被保険者の該当処理日から、申立人の国民年金の加入手続は同年6月頃に行われたものと推認されることから、申立人の母が主張する加入手続の時期と相違する。

また、申立人が所持する年金手帳の初めて国民年金の被保険者となった日には、学生が国民年金に強制加入となった平成3年4月1日と記載されており、申立期間は国民年金に未加入の期間であるところ、同年4月1日以前、学生は国民年金に任意加入の対象とされており、任意加入しようとする者は申出を行った日に被保険者資格を取得するものとされていることから、大学生であった申立人は、上記加入手続が行われたと推認される同年6月の時点において、遡って申立期間に係る被保険者資格を取得することはできず、申立期間の保険料を納付することはできない。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人の母が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 10 月 5 日から 34 年 8 月 16 日まで  
私は、昭和 28 年 4 月 1 日から 34 年 8 月 15 日まで A 社に継続して勤務していたのに、厚生年金保険の被保険者記録が 30 年 10 月 5 日までしかないのは納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

元同僚の供述及び申立人が記憶している勤務状況から、勤務期間は特定できないが、申立人は、申立期間に A 社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社は昭和 31 年 4 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、申立期間のうち同年 4 月 30 日から 34 年 8 月 16 日までの期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、商業登記簿謄本から、A 社と同一の所在地で事業主名も同一の B 社が昭和 30 年 11 月 14 日に成立していることが確認できるが、当該事業所の事業主の所在は不明で、平成 8 年 6 月 1 日に解散していることが確認できる上、B 社という名称の厚生年金保険の適用事業所はオンライン記録では確認できない。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同日に資格喪失していることが確認でき、その後も同社に勤務していたとする元同僚に照会したところ、元同僚は、「申立人を良く知っているものの、厚生年金保険の適用及び保険料控除については不明。」と回答している。

加えて、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）から、当該事業所における資格喪失日は昭和 30 年 10 月 5 日、資格喪失原因は廃止と記録されていることが確認できる上、申立人の記録には、遡及訂正等不自然な記録訂正

がなされた形跡はうかがえない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 44 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 4 月 29 日から同年 5 月 1 日まで  
私は、平成 8 年 6 月 1 日から 9 年 4 月 30 日まで A (地名) の B 社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が同年 4 月 29 日までしかないのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、平成 9 年 4 月 30 日まで B 社に常勤として勤務していたので、厚生年金保険の資格喪失日は同年 5 月 1 日である。」と主張しているが、事業主から提出された厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び C 健康保険組合から提出された適用台帳から、申立人は、平成 9 年 4 月 29 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、事業主は、「申立人は常勤であった。申立期間の厚生年金保険料を給与から控除していないので社会保険事務所 (当時) に納付していない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月1日から20年12月8日まで

私は、A学校（現在は、B学校）に在籍していた期間のうち昭和18年4月から20年12月8日までの期間、C（地名）（現在は、D市）に在ったE社（現在は、F社）G課に勤労働員学徒として勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、当該申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人が氏名を挙げたA学校の同窓生二人の供述並びに「B学校100年史」の記載内容から判断すると、申立人が、申立期間においてE社に勤労働員学徒として勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間のうち昭和18年4月1日から19年5月31日までの期間については、労働者年金保険法において、同法の被保険者は筋肉労働者の男性のみであり、女性は同法の対象外とされている上、申立期間のうち同年6月1日から同年9月30日までの期間については、厚生年金保険法が施行されるまでの準備期間のため、厚生年金保険料の徴収は行われておらず、厚生年金保険の被保険者期間として算入されない期間である。

また、F社は、「E社に係る入職簿及び退職簿に申立人の記録は確認できない。また、学徒動員令に基づく勤労働員学徒に対する労働者年金保険及び厚生年金保険の加入の取扱いについては、申立期間当時の資料が無いため不明である。」と回答しており、申立人に係る厚生年金保険の適用状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人が氏名を挙げた上記元同僚から申立期間における厚生年金保険料の控除について具体的な供述は得られない上、当該元同僚はいずれも申立

期間にE社における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

なお、勤労働員学徒については、労働者年金保険法施行令（昭和16年勅令第1250号）第10条第3号及び厚生省告示第50号（昭和19年5月29日）により、労働者年金保険及び厚生年金保険の被保険者に該当しないこととされている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 9 月 22 日から同年 11 月 1 日まで

私は、平成 20 年 9 月 22 日から 22 年 3 月 31 日までの期間、A 社から派遣され、B 社で一般事務の業務に従事していたが、このうち申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。20 年 9 月 22 日から A 社において雇用保険の被保険者となっていることから、同年 9 月及び同年 10 月の厚生年金保険料を給与から控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び A 社から提出された在籍期間証明書により、申立人は、申立期間において同社に在籍していたことが認められる。

しかし、申立人から提出された預金通帳に記載された平成 20 年 10 月 15 日、同年 11 月 14 日及び同年 12 月 15 日の給与の入金額と、事業主から提出された申立人の賃金台帳に記載された同年 10 月 15 日、同年 11 月 14 日及び同年 12 月 15 日の銀行振込額は、それぞれ一致していることが確認できるところ、同賃金台帳において、同年 12 月 15 日に支給された給与からは厚生年金保険料（平成 20 年 11 月の厚生年金保険料額と一致）が控除されている一方、同年 10 月 15 日及び同年 11 月 14 日に支給された給与からは厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、A 社が加盟している C 健康保険組合は、「平成 20 年 9 月 22 日から同年 10 月 31 日までの期間、申立人の加入は確認できない。」と回答している。

さらに、申立人が氏名を挙げた同期入社したとする元同僚一人の厚生年金保険被保険者の資格取得日も、オンライン記録によると、申立人と同日の平成 20 年 11 月 1 日であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。